

# 広報

特集  
P 2

コロナ禍における  
津市の生活者・事業者支援

特集  
P 4

2022.8.28 OPEN!  
榊原温泉 湯の瀬

News  
P 6

津市職員募集  
津市で一緒に働きませんか

お待ちしています！  
ハスと一緒に



場所など詳しくは  
こちらから♪

津市白山町 ハス



※撮影のため一時的にマスクを外しています

表紙 白山町二俣の休耕田をハス池としてよみがえらせた津市白山町二俣区美化推進委員会の皆さん(7月1日)

広告掲載欄

## 弁護士法人 心

交通事故・後遺障害・過払い金・借金  
相続・遺言・企業法務・労務・労災・障害年金 他

所属弁護士  
45名以上!!

交通事故・後遺障害  
損害賠償額 適正等級  
無料診断サービス

過払い金  
無料診断サービス

遺言書  
無料診断サービス

障害年金  
無料診断サービス

相談料 0円 (交通費等別途 後遺障害 過払い金・借金・相続・遺言・労務・労災 障害年金以外は別途30分程度)

0120-212-403

夜間・土日祝相談可 (要予約)  
平日 9時~21時 受付  
土日祝 9時~18時 受付  
詳細は <https://www.kokoro.law>



弁護士・スタッフ一丸となってサポートいたします!

津駅 0.5分 近鉄四日市駅 1分 松阪駅 1分 他の事務所  
弁護士法人 心 津法律事務所 <三重弁護士会>  
弁護士法人 心 四日市法律事務所 <三重弁護士会>  
弁護士法人 心 松阪法律事務所 <三重弁護士会>  
松坂屋名古屋店・名古屋駅前・東京駅前・京都駅前

広報津

No 396

8/1

令和4年(2022年)

市財政収入の一部に寄与することを目的とし、表紙に広告を掲載しています。なお、掲載している広告内容については津市が保証しているものではありません。



# コロナ禍における 津市の生活者・事業者支援

問い合わせ 政策課 ☎229-3101 FAX 229-3330

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、津市では全ての生活者と事業者の皆さんへさまざまな支援を実施してきました。

現在実施中の各支援について、詳細は津市ホームページをご覧ください。



## 生活者への支援

所得制限なし!

津市独自

R4.7~

子育て家庭  
物価高騰対策支援金

- 対 0歳~18歳の児童
- 内 1万2,000円/人
- 事 5億400万円(4万2,000人)



受付中



津市独自

R2.8~

臨時休業措置等に伴う  
家計特別支援金

- 対 保育園、幼稚園、認定こども園、小・中・義務教育学校で、感染者または濃厚接触者となった際の出席停止等や、臨時休業等の措置を受けた児童
- 内 出席停止日数等に応じて1万円・2万円/人
- 事 1億6,203万円(1万709人)

受付中



津市独自

R2.6~R2.9

子育て世帯家計支援事業  
(給食費等支援金)

- 対 市内に在住の小中学生・未就学児
- 内 給食費3月分相当額
- 事 4億3,897万円(3万4,117人)

R2.5~R2.8

特別定額給付金

- 対 市内に在住の人
- 内 10万円/人
- 事 276億5,000万円(27万6,500人)

R3.5~R4.2

R4.6~R5.3

低所得の子育て世帯に対する  
子育て世帯生活支援特別給付金

- 対 低所得のひとり親世帯、住民税非課税の子育て世帯
- 内 5万円/人
- 事 R3...2億7,570万円(5,514人)  
R4...2億9,250万円(5,850人)

受付中



R3.12~R4.3

子育て世帯への臨時特別給付金

- 対 養育者の収入が児童手当の所得制限限度額以上の世帯を除く0歳~高校3年生の児童
- 内 10万円/人
- 事 38億9,445万円(3万8,947人)

R2.6~R2.11

子育て世帯への臨時特別給付金

- 対 養育者の収入が児童手当の所得制限限度額以上の世帯を除く児童手当受給世帯
- 内 1万円/人
- 事 3億3,301万円(3万3,301人)

R2.8~R3.3

ひとり親世帯臨時特別給付金  
(再給付含む)

- 対 児童扶養手当の受給者など
- 内 5万円/世帯  
※第2子以降は3万円/人
- 事 3億4,280万円(3,377世帯)

全ての世帯

子育て世帯

生活困窮者

住民税非課税世帯

受付中



R3.7~R4.8

新型コロナウイルス感染症  
生活困窮者自立支援金

- 対 県社会福祉協議会が行う総合支援資金の再貸し付け終了者など
- 内 単身...6万円、2人...8万円、3人以上...10万円/世帯
- 事 7,076万円(322世帯)

受付中



R4.2~R4.10

住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金

- 対 住民税非課税世帯など
- 内 10万円/世帯
- 事 31億6,450万円(3万1,645世帯)

津市独自

R2.8~R3.3

準要保護世帯特別援助事業

- 対 準要保護世帯
- 内 臨時休業等期間中の給食費相当を支援
- 事 1,856万円(2,419件)

# 生活者・事業者への支援



R2.6~R2.7 R3.11~R4.2

## 水道料金基本料金無料化

- 対** 全ての給水契約者  
(令和3年度は官公庁等を除く)
- 内** 基本料金の無料化  
(R2...2カ月分、R3...4カ月分)
- 事** 6億5,722万円



R2.10~R2.12

## プレミアム付商品券

- 内** 市内の取扱店で使える  
1冊5,000円の商品券に、  
2,000円分のプレミアムを  
付けて発行
- 事** 19億4,139万円(277,342冊)



R4.7~R4.10

## プレミアム付デジタル商品券

- 内** 市内の取扱店で使える  
1万円または5,000円のデジタル  
商品券に20%のプレミアムを  
付けて発行
- 事** 20億4,000万円



全ての事業者

飲食・観光  
事業者

福祉・集客  
施設等

国体関係  
事業者



R3.10~R3.12

## 三重とわか国体 中止に伴う津市事業者 緊急支援金

- 対** 国体中止により経済的  
影響を受けた事業者
- 内** 1,000円~10万円・  
20万円・30万円/事業者
- 事** 1,191万円(57件)



R4.7~R4.9

## 障害者支援施設・介護保険 施設等運営支援金

- 対** 電気代等光熱費の上昇により  
施設の運営経費が増加している  
障害者支援施設・介護保険施設等
- 内** 1万円~10万円/施設
- 事** 2,186万円(654件)

R2.4~R2.5

## 三重県新型コロナウイルス 感染症拡大阻止協力金



R4.7~R4.11

## 小規模企業者原油価格 高騰対策事業継続支援金

- 対** 小規模企業者で原油価格の  
高騰の影響を大きく受けている  
事業者
- 内** 5万円・10万円/事業者
- 事** 1億1,100万円(1,410件)



R4.4~R4.7

## 感染防止対策認証取得促進 事業継続支援金

- 対** 「あんしんみえリア」を取得し、  
事業継続に取り組む事業者
- 内** 10万円/認証
- 事** 2,000万円(200件)



R4.2~R4.3

## 感染防止対策認証施設 事業継続支援金

- 対** 「あんしんみえリア」を取得し、  
事業継続に取り組む事業者
- 内** 10万円/認証
- 事** 4,990万円(499件)



R3.9~R4.2

## 飲食・観光事業者等 事業継続支援金

- 対** 売上が減少した事業者
- 内** 10万円・20万円・30万円/事業者
- 事** 5,520万円(429件)

# 事業者への支援



R2.5~R3.2

## 津市事業継続支援金

- 対** 中小法人等・個人事業者で  
売上が減少した事業者
- 内** 上限10万円/事業者
- 事** 2,480万円(248件)



R3.10~R3.12

## 事業者緊急支援金

- 対** 中小法人等・個人事業者で  
売上が減少した事業者
- 内** 上限5万円・10万円/月
- 事** 2,343万円(248件)



R3.4~R3.9

## 飲食事業者等事業継続支援金

- 対** 売上が減少した飲食事業者等
- 内** 10万円・20万円・30万円/事業者
- 事** 3,980万円(323件)



R2.9~R3.3

## 飲食事業者事業展開支援金

- 対** 津市センターパレスホールで  
サービスを提供する飲食事業者
- 内** 上限8万円・10万円・15万円/件
- 事** 125万円(14件)



R2.11~R3.2

## 観光・イベント事業維持支援金

- 対** 売上が減少した事業者
- 内** 10万円・15万円・20万円・  
30万円・50万円/事業者
- 事** 255万円(14件)

**対** 対象の人・世帯・事業者 **内** 支援の内容 **事** 事業費の総額(事務費を除く、R4年度は見込み)、事業対象総数

業種… 飲食 宿泊 旅行 タクシー 観光バス イベント 観光施設 体験施設 土産物店 その他関係事業

※売上の減少率・条件など、詳細は津市ホームページをご覧ください。

# 2022.8.28日 OPEN!

## ラムちゃんパーク



# 榊原温泉 湯の瀬

特集  
PART  
1

問い合わせ 久居総合支所地域振興課 ☎255-8846 FAX255-0960

市営の日帰り温浴施設として親しまれてきた湯の瀬が、8月28日(日)、「榊原温泉 湯の瀬(愛称：ラムちゃんパーク)」としてリニューアルオープンします。

新たな湯の瀬は、これまでの日帰り温浴施設に加え、オートキャンプ場やバーベキュー施設などを併設。レストランでは榊原地域の田舎料理やラム肉が味わえるほか、新鮮な地元野菜の直売コーナーも設けられます。また、観光旅行が困難な高齢者や障がい者の皆さんが宿泊できる福祉型滞在施設や、榊原地域の観光案内所もご利用いただけます。

今回は、施設の概要とオープニングイベントについてお知らせします。生まれ変わった湯の瀬に、ぜひお越しください!

バーベキューの素材も  
施設内で購入できる!



### オートキャンプ場

区画 12区画

(トイレ棟、水場棟、たき火棟併設)

料金 1泊7,000円

## 施設紹介と予約方法

榊原温泉 湯の瀬(愛称：ラムちゃんパーク)

住所 榊原町6103

電話 252-1313

営業日 年中無休 ※浴場は毎月第3金曜日はメンテナンスのため18時まで休止する場合あり

※福祉型滞在施設・オートキャンプ場・キャンプ場は電話またはホームページから予約が必要です。

ラムちゃんパーク

検索



ラムちゃんパーク  
榊原温泉 湯の瀬

## ラム&ビーフ!

### どうして「ラムちゃんパーク」なの?

新しい湯の瀬では、ヒツジとの触れ合いや高タンパク低カロリーな健康食であるラム肉が楽しめます。新たな魅力が加わった榊原温泉ですてきな時間をお過ごしください。



# イベント情報

## プレオープンイベント 8/21日 10:00~15:00

- 内覧会 • クラシックカーの展示
- 榊原マルシェ(キッチンカー、地元農産物等の販売)

## リニューアルオープンイベント 8/28日

9:00~9:30 オープンセレモニー 9:30~ グランドオープン

9:45~11:45 記念イベント

榊原かんこ踊り、湯の瀬太鼓、榊原マルシェ、榊原の歴史展示

19:00~ 花火の打ち上げ

温浴施設の入場者  
先着100人に  
オリジナルグッズを  
プレゼント♪

温浴施設には大浴場や  
サウナ、露天風呂も♪

### 温浴施設&レストラン

営業時間 8時~21時

施設 浴場、ラウンジ、レストラン、売店、観光案内所など

浴場の料金

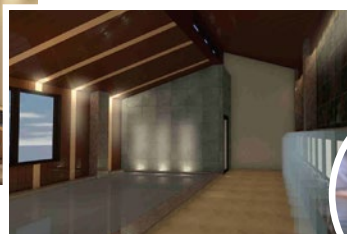
一般 650円(平日は550円)

65歳以上 450円(平日は350円)

12歳未満 200円



レストラン  
地元の新鮮な食材を使った料理やヘルシーなラム肉が味わえます。



大浴場  
泉質はアルカリ性単純泉、源泉25℃、ph値9.6。お肌がつるつるになります♪



### 福祉型滞在施設



全面バリアフリーで、貸切風呂も併設。福祉専門スタッフが対応するので、快適に安心して過ごせます。

### キャンプ場・広場

区画 17区画  
(トイレ棟、水場棟、バーベキュー棟併設)

料金 1泊3,000円



新しい湯の瀬は魅力がいっぱい!

※画像は全てイメージです

広報っ! 令和4年8月1日号 5



# 津市職員募集



## 令和4年度津市職員採用試験(9月試験)

令和4年度津市職員採用試験(9月試験)を下表のとおり実施します。採用日は令和5年4月1日です。  
※保育士と幼稚園教諭は併願が可能

受付期間 **8月1日** **月** ~ **26日** **金**

**第1次試験(筆記試験等) 9月18日** **日**

| 募集職種      | 採用予定人数 | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                             |
|-----------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|           |        | 学歴等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 生年月日                        |
| 事務職       | 6人程度   | (1)または(2)の要件を満たす人<br>(1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・高等学校・中学校またはこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業(修了)した人または令和5年3月卒業(修了)見込みの人<br>(2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人                                                                                                                                                                                                                  | 昭和62年4月2日以降平成17年4月1日までに出生の人 |
| 技術職(土木)   | 3人程度   | (1)および(2)の要件を満たす人<br>(1) アまたはイの要件を満たす人<br>ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・高等学校またはこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業(修了)した人または令和5年3月卒業(修了)見込みの人<br>イ 市長がアに掲げる人と同等の資格があると認める人<br>(2) アまたはイの要件を満たす人<br>ア 技術職(土木)については土木に係る専門課程、技術職(電気)については電気に係る専門課程をそれぞれ履修した人(令和5年3月末までに修了見込みの人を含む)<br>イ 技術職(土木)については1級または2級土木施工管理技士の資格、技術職(電気)については1級または2級電気工事施工管理技士の資格を有する人(令和5年3月末までに取得見込みの人を含む) | 昭和62年4月2日以降に出生の人            |
| 技術職(電気)   | 1人程度   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                             |
| 保育士       | 8人程度   | 保育士資格と幼稚園教諭普通免許状の両方を有する人または令和5年3月までに有する見込みの人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                             |
| 技能員(清掃員等) | 10人程度  | 中学校卒業以上の学歴を有する人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 昭和62年4月2日以降平成17年4月1日までに出生の人 |
| 技能員(調理員)  | 2人程度   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                             |
| 消防職       | 8人程度   | (1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・高等学校・中学校またはこれらに相当すると消防長が認める学校等を卒業(修了)した人または令和5年3月卒業(修了)見込みの人<br>(2) 消防長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人<br>上記(1)または(2)の条件を満たし、次の全ての条件を満たす人<br>ア 日本国籍を有する人<br>イ 身体健全で消防業務を遂行するに当たって支障のない人                                                                                                                                                    |                             |
| 幼稚園教諭     | 2人程度   | 幼稚園教諭普通免許状と保育士資格の両方を有する人または令和5年3月までに有する見込みの人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 昭和62年4月2日以降に出生の人            |

共通する受験資格…地方公務員法第16条(欠格条項)の各号(幼稚園教諭については、学校教育法第9条(校長、教員の欠格事由)の各号を含む)のいずれにも該当しない人

# 津市職員採用試験(障がい者対象)

※他の日程に行われる試験(事務職等)との併願が可能

受付期間 8月1日(月)～26日(金)

第1次試験(筆記試験) 10月23日(日)

| 募集職種等           | 採用予定人数 | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                             |
|-----------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|                 |        | 学歴等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 生年月日                        |
| 事務職<br>(障がい者対象) | 1人程度   | (1)または(2)の要件を満たし、かつ、(3)～(6)のいずれかの要件を満たす人<br>(1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・高等学校・中学校またはこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業(修了)した人または令和5年3月卒業(修了)見込みの人<br>(2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人<br>(3) 身体障害者手帳の交付を受けている人<br>(4) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターが交付した判定書(知的障がいであると判定する旨が記入されたもの)を有する人<br>(5) 都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付する療育手帳の交付を受けている人<br>(6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 | 昭和62年4月2日以降平成17年4月1日までに出生の人 |

共通する受験資格…地方公務員法第16条(欠格条項)の各号のいずれにも該当しない人

# 津市職員採用試験(職務経験者対象)

今年度36歳になる人から受験可能!

受付期間 8月1日(月)～9月21日(水)

第1次試験…エントリーシートによる書類選考

| 募集職種等           | 採用予定人数 | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                             |
|-----------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|                 |        | 経歴・免許等                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 生年月日                        |
| 事務職             | 2人程度   | 平成29年4月1日から令和4年7月31日までの間に、民間企業等における職務経験が3年以上ある人                                                                                                                                                                                                                                             | 昭和38年4月2日以降昭和62年4月1日までに出生の人 |
| 技術職             |        | (1)の要件を満たし、かつ、(2)または(3)のいずれかの要件を満たす人<br>(1) 平成29年4月1日から令和4年7月31日までの間に、民間企業等における職務経験(土木工事、建築設計、機械設備、電気設備または化学関連事業に関する職務経験に限る)が3年以上ある人<br>(2) 土木、建築、機械、電気または化学に係る専門課程をそれぞれ履修した人<br>(3) 1級もしくは2級(土木、管工事または電気工事)施工管理技士、1級もしくは2級建築士または公害防止管理者(大気1種または水質1種)の資格を有する人                               |                             |
| 事務職<br>(障がい者対象) | 1人程度   | (1)の要件を満たし、かつ、(2)～(5)のいずれかの要件を満たす人<br>(1) 平成29年4月1日から令和4年7月31日までの間に、民間企業等における職務経験が3年以上ある人<br>(2) 身体障害者手帳の交付を受けている人<br>(3) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターが交付した判定書(知的障がいであると判定する旨が記入されたもの)を有する人<br>(4) 都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付する療育手帳の交付を受けている人<br>(5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 |                             |

共通する受験資格…地方公務員法第16条(欠格条項)の各号のいずれにも該当しない人

※上記の受験資格は一部のみを記載したものです。詳細については必ず受験案内をご確認ください。

## 求める職務経験等の一例

- 主任介護支援専門員や社会福祉士としての福祉業務への従事経験
- 土木や設備工事に関する専門知識・資格を生かした業務への従事経験

## 各受験案内の入手方法

窓口で 人事課、案内(市本庁舎1階)、消防総務課(市消防本部2階)および各消防署、教委教育総務課(市教育委員会庁舎4階)、アストプラザ(アスト津4階)、各総合支所、各出張所などで配布

インターネットで 津市ホームページからダウンロード

※受験資格や申込方法など、詳しくは各受験案内や津市ホームページをご覧ください。

## 問い合わせ

- 事務職、事務職(障がい者対象)、技術職(土木・電気)、保育士、技能員(清掃員等・調理員)、職務経験者対象…人事課(☎229-3106、FAX 229-3347)
- 消防職…消防総務課(☎254-0351、FAX 256-7755)
- 幼稚園教諭…教委教育総務課(☎229-3292、FAX 229-3332)

申し込みは  
インターネットで  
受け付けています



HP 津市職員の募集 検索



# 幼稚園・認定こども園の園児を募集

問い合わせ 市立幼稚園 ▶ 教委学校教育課(☎229-3391 FAX229-3257)、各園、教委各教育事務所  
市立認定こども園 ▶ 子育て推進課(☎229-3167 FAX229-3451)、各園  
私立幼稚園・認定こども園、三重大学教育学部附属幼稚園 ▶ 各園

令和5年度の各幼稚園・認定こども園(1号認定子ども※)の園児募集についてお知らせします。

なお、認定こども園(2号認定子ども：3～5歳保育認定、3号認定子ども：0～2歳保育認定)については保育所等への入所手続きと同様、10月に行う予定です。

※3歳児以上で、教育標準時間(保育の必要のない)利用の認定を受けた就学前の子ども



## 対 象

3歳児 平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ

4歳児 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ

5歳児 平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ



## 市立幼稚園

入園願書配布日 8月17日(水)～

配布場所 各幼稚園、教委学校教育課、各教育事務所

受付期間 9月1日(木)～16日(金)

受付場所 希望する幼稚園

入園願書の配布・受付時間 期間内の8時30分～17時15分(土・日曜日を除く)

※希望者が定員を超えた場合は、該当小学校区の居住者を優先として、抽選を実施します。詳しくは8月17日(水)から配布する案内をご覧ください。

※募集締め切り後、定員に余裕のある幼稚園は、随時入園申し込みを受け付けます。詳しくはお問い合わせください。

市内に在住の3～5歳児は、全地域の幼稚園へ申し込みができます。



| 地域 | 対 象   | 幼稚園名    | ところ     | 昼食 | 問い合わせ     |
|----|-------|---------|---------|----|-----------|
| 津  | 4・5歳児 | 南立誠幼稚園  | 桜橋二丁目   | 給食 | ☎228-8509 |
|    |       | 敬和幼稚園   | 中河原     | 給食 | ☎227-0504 |
|    |       | 藤水幼稚園   | 藤方      | 給食 | ☎227-0552 |
|    |       | 高茶屋幼稚園  | 高茶屋三丁目  | 弁当 | ☎234-2616 |
|    |       | 大里幼稚園   | 大里窪田町   | 給食 | ☎232-5913 |
| 久居 | 3～5歳児 | 巽ヶ丘幼稚園  | 久居東鷹跡町  | 弁当 | ☎255-2654 |
|    |       | 桃園幼稚園   | 新家町     | 弁当 | ☎256-6513 |
|    |       | 戸木幼稚園   | 戸木町     | 弁当 | ☎255-5366 |
|    |       | 榊原幼稚園   | 榊原町     | 弁当 | ☎252-0883 |
|    | 4・5歳児 | 密柑山幼稚園  | 久居北口町   | 弁当 | ☎255-3256 |
|    |       | 栗葉幼稚園   | 森町      | 弁当 | ☎252-1167 |
|    |       | のむら幼稚園  | 久居野村町   | 弁当 | ☎255-7130 |
| 河芸 | 3～5歳児 | 黒田幼稚園   | 河芸町北黒田  | 給食 | ☎245-4093 |
|    | 4・5歳児 | 千里ヶ丘幼稚園 | 河芸町千里ヶ丘 | 給食 | ☎245-4121 |
| 美里 | 3～5歳児 | みさと幼稚園※ | 美里町家所   | 給食 | ☎279-2331 |
| 安濃 | 3～5歳児 | 村主幼稚園※  | 安濃町連部   | 給食 | ☎268-2363 |
|    |       | 安濃幼稚園※  | 安濃町内多   | 給食 | ☎268-2362 |
|    |       | 明合幼稚園※  | 安濃町大塚   | 給食 | ☎268-2360 |
| 一志 | 3～5歳児 | 川合幼稚園   | 一志町八太   | 給食 | ☎293-6502 |

※預かり保育実施園

## ・・・市立認定こども園(1号認定子ども)・・・・・・・・・・・・・・

**入園願書配布日** 8月17日(水)～

**配布場所** 各認定こども園、子育て推進課

**受付期間** 9月1日(木)～16日(金)

**受付場所** 希望する認定こども園

**入園願書の配布・受付時間** 期間内の8時30分～17時15分(土・日曜日を除く)

※津みどりの森こども園は神戸・修成・新町・櫛形・片田小学校区の、芸濃こども園は芸濃・明小学校区の、香良洲浜っ子幼児園は香良洲小学校区

の、一志こども園は一志西小学校区の、河芸こども園は上野・豊津小学校区の居住者を優先します。

※希望者が定員を超えた場合は抽選となります。抽選日などについては、8月17日(水)から配布する案内をご覧ください。

※募集締め切り後、定員に余裕がある場合、12月ごろに二次募集を実施する予定です。詳しくはお問い合わせください。

### 通園できる認定こども園

| 居住地域  | 園名         | ところ   | 募集定員              | 問い合わせ     |
|-------|------------|-------|-------------------|-----------|
| 津     | 津みどりの森こども園 | 神戸    | 3歳児：40人 4歳児：若干名   | ☎226-0204 |
| 河芸    | 河芸こども園     | 河芸町上野 | 3歳児：15人 4・5歳児：若干名 | ☎245-1167 |
| 芸濃    | 芸濃こども園     | 芸濃町椋本 | 3歳児：30人 4歳児：若干名   | ☎265-2027 |
| 香良洲   | 香良洲浜っ子幼児園* | 香良洲町  | 3歳児：30人 4・5歳児：若干名 | ☎292-2511 |
| 一志    | 一志こども園     | 一志町高野 | 3歳児：30人           | ☎293-0024 |
| 白山・美杉 | 白山こども園     | 白山町南出 | 3歳児：20人 4・5歳児：若干名 | ☎264-0080 |

※雲出小学校区の居住者も申し込むことができます。

## ・・・私立幼稚園・・・・・・・・・・・・・・

| 対象     | 園名      | ところ   | 問い合わせ     |
|--------|---------|-------|-----------|
| 満3～5歳児 | 高田幼稚園   | 一身田町  | ☎232-2251 |
|        | 聖ヤコブ幼稚園 | 丸之内   | ☎228-3637 |
|        | 大川幼稚園   | 大谷町   | ☎261-2021 |
|        | ふたば幼稚園  | 白塚町   | ☎232-3228 |
|        | 津西幼稚園   | 河辺町   | ☎225-4638 |
|        | のべの幼稚園  | 久居二ノ町 | ☎255-4316 |

**募集開始日** 9月1日(木)

※3歳になる年度の4月から利用できます。また、全園給食・預かり保育を実施しています。入園願書の配布、提出方法などは各園で異なります。詳しくは各園へお問い合わせください。

## ・・・三重大学教育学部附属幼稚園・・・

募集状況などについては、同園(観音寺町、☎227-1711)へお問い合わせください。

## ・・・私立認定こども園(1号認定子ども)・・・

| 地域 | 園名                  | ところ       | 問い合わせ     |
|----|---------------------|-----------|-----------|
| 津  | 藤認定こども園             | 豊が丘二丁目    | ☎230-1280 |
|    | 高田保育園               | 一身田町      | ☎232-2075 |
|    | 認定こども園 子どもの杜ゆたか園    | 一身田上津部田   | ☎236-6100 |
|    | 津カトリックこども園          | 西丸之内      | ☎227-2512 |
|    | ぼだいじこども園            | 南中央       | ☎228-7473 |
|    | 認定子供園清泉幼稚園          | 南丸之内      | ☎228-5341 |
|    | ルーテル二葉認定こども園        | 南が丘一丁目    | ☎226-9945 |
|    | 藤水認定こども園            | 藤方        | ☎225-1501 |
|    | 風の子認定こども園           | 雲出島貫町     | ☎238-0355 |
|    | 津こども園               | 南河路       | ☎228-8897 |
| 久居 | NOBENOこども園          | 久居井戸山町    | ☎269-5500 |
|    | 風の丘認定こども園           | 戸木町       | ☎253-7708 |
|    | 幼保連携型認定こども園 すぎのこ保育園 | 久居中町      | ☎255-5100 |
|    | ぼだいじIRORI園          | 久居藤ヶ丘町    | ☎253-2086 |
| 河芸 | 認定こども園 杜の街ゆたか園      | 河芸町杜の街一丁目 | ☎244-1166 |
|    | 認定こども園 みらいの森ゆたか園    | 河芸町三行     | ☎244-1515 |
|    | ゆたか認定こども園           | 河芸町中別保    | ☎245-1128 |

※募集開始日、入園願書の配布、提出方法などは各園で異なります。詳しくは各園へお問い合わせください。





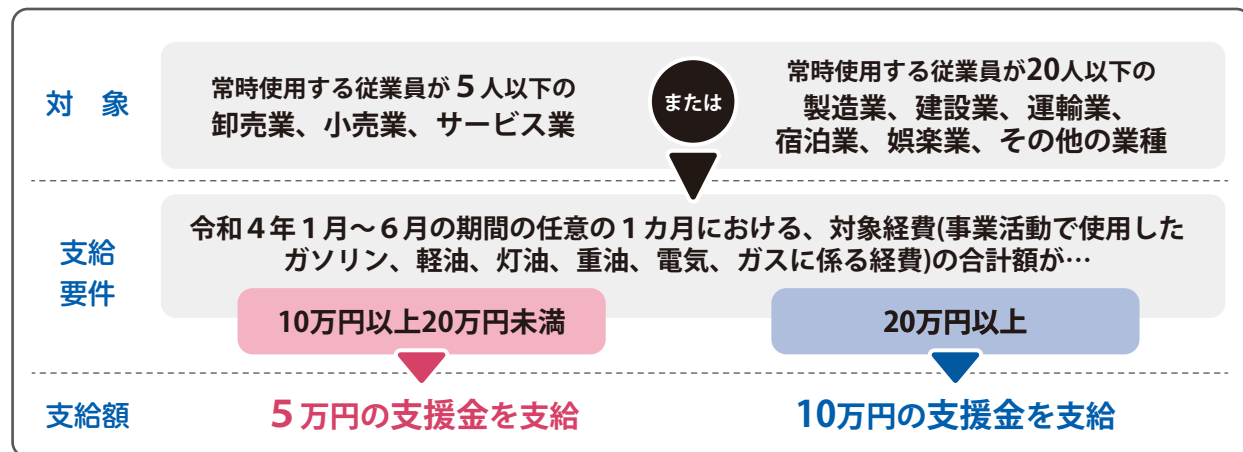


1 事業者当たり5万円または10万円を支給

## 津市小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金

問い合わせ 経営支援課 ☎236-3355 FAX236-3356

原油価格高騰の影響を大きく受けている小規模企業者の事業継続を支援するため、津市独自の施策として支援金交付事業を実施しています。必ず津市ホームページと申請要領をご確認の上、申請してください。



**申し込み** 津市ホームページから指定の申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類を添えて郵送で津市小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金事務局(〒514-0131 あのと台4丁目6-1 あのとピア1階 津市ビジネスサポートセンター内)へ

※申請は原則郵送のみ

**締め切り** 11月10日(木) ※消印有効



社会福祉士・管理栄養士の国家試験を受験する人を支援します

## 令和4年度三重短期大学国家試験対策講座



問い合わせ 大学総務課 ☎232-2341 FAX232-9647

| 講座名                          | と き       | 科 目          |
|------------------------------|-----------|--------------|
| [A]<br>社会福祉士<br>国家試験<br>対策講座 | 9月2日(金)   | ①社会福祉論・地域福祉論 |
|                              |           | ②社会保障論       |
|                              | 9月9日(金)   | ①心理学         |
|                              |           | ②公的扶助論       |
|                              | 9月16日(金)  | ①障害者福祉論      |
|                              |           | ②権利擁護と成年後見制度 |
|                              | 10月7日(金)  | ①人体の構造と機能・疾病 |
|                              |           | ②社会理論と社会システム |
| [B]<br>管理栄養士<br>国家試験<br>対策講座 | 10月14日(金) | ①解剖生理学・病態学   |
|                              |           | ②生化学         |
|                              | 10月28日(金) | ①臨床栄養学Ⅰ      |
|                              |           | ②臨床栄養学Ⅱ      |
|                              | 11月4日(金)  | ①基礎栄養学       |
|                              |           | ②応用栄養学       |
|                              | 11月18日(金) | ①食品学各論・食品衛生学 |
|                              |           | ②公衆栄養学       |

**時 間** ①17時50分～19時20分 ②19時30分～21時

**と ころ** 三重短期大学 [A]演習室1 [B]校舎棟

**対 象** [A]社会福祉士の受験資格を有する人(見込みを含む) [B]管理栄養士国家試験を受験する予定の栄養士免許を有する人

**持ち物** 各講座テキスト ※同短期大学ホームページで確認の上、各自で購入してください。

**申し込み** 同短期大学のホームページの専用申し込みフォームから、またはファクス、Eメールで、氏名、電話番号、メールアドレス、希望講座を大学総務課へ ※Eメールで申し込む場合は、社会福祉士国家試験対策講座…[fukushi-csw@st.tsu-cc.ac.jp](mailto:fukushi-csw@st.tsu-cc.ac.jp)、管理栄養士国家試験…[mietan-shokuei@st.tsu-cc.ac.jp](mailto:mietan-shokuei@st.tsu-cc.ac.jp)へ

**締め切り** 各開講日の1週間前まで



社会福祉士国家試験対策講座



管理栄養士国家試験対策講座



## 新たな特定不妊治療費助成制度のお知らせ

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3158 FAX229-5001

令和4年4月1日以降に開始した治療分から、新たな特定不妊治療費助成制度を実施します。

| 助成の種類                       | 助成対象となる治療                        | 助成額                                               | 助成回数                                            |
|-----------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 先進医療※1<br>費の助成              | 保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療(保険適用外) | 先進医療部分の治療費の70%(上限5万円)                             | 保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療(保険適用外)であれば、助成回数の上限はなし |
| 第2子以降<br>特定不妊治療費の回数<br>追加助成 | 実子がいる夫婦で保険適用の回数※2を超えた特定不妊治療      | 採卵から胚移植までの治療の場合は上限30万円<br>胚移植のみの治療の場合は上限17万5,000円 | 保険適用の治療の回数を含めて通算8回まで(1子ごとのリセットはなし)              |

※1 保険適用外の先進的な医療技術として国に認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができるもの(令和4年6月時点で対象となるもの…タイムラプス、子宮内細菌叢検査(EMMA/ALICE)、子宮内膜受容能検査(ERA)、PICSI、SEET法、IMSI、子宮内膜スクラッチ、二段階胚移植法)

※2 1子ごとに、40歳未満…6回まで、40歳以上43歳未満…3回まで

**対象** 次の全ての要件を満たす人

- ・治療開始時点で法律上の夫婦または事実婚の夫婦
- ・夫婦の一方または双方が津市の住民基本台帳に記載されているもの
- ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦。ただし、9月30日(金)までに妻が43歳の誕生日を迎えた場合は1回の治療に限り対象

**申請方法** 申請書に必要書類を添えて、直接窓口または郵送で、保険医療助成課(〒514-8611 住所不要)または各総合支所市民福祉課(市民課)窓口へ  
※郵送の場合は簡易書留郵便で提出。必要書類など詳しくはお問い合わせいただくか、津市ホームページでご確認ください。



**申請期限** 特定不妊治療が終了した日から60日以内(終了した日を1日目とする)

※令和4年4月1日～6月30日に終了した治療にかかる助成申請は8月29日(月)まで

### 旧助成制度にかかる令和3年度以前から令和4年度をまたぐ治療について

令和4年4月からの不妊治療の保険適用に当たり、治療期間の初日が令和4年3月31日以前で、4月1日～令和5年3月31日(金)に終了した保険適用外の治療について、1回に限り助成対象となります。

※特定不妊治療の治療ステージCの場合で、令和4年3月31日以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植の準備のための薬品投与を令和4年4月1日以後に開始した治療を含む

※旧制度での助成回数の残りが2回以上であっても助成は1回。残りの回数がない人は対象外



## 気軽にチャレンジ！文芸入門講座

問い合わせ 文化振興課 ☎229-3250 FAX229-3344

「津市民文化」津文芸広場各部門の選者による入門講座を開催します。小説の執筆などを今から始めたい人には絶好の機会です。テキストとして「津市民文化第16号」(500円)を使用し、当日会場でも販売します。

**ところ** 津リージョンプラザ3階第7会議室

**定員** 先着各30人

**申し込み** 電話で文化振興課へ

**申込期間** 8月8日(月)～26日(金)

| とき(9月)           | 内容・講師                      |
|------------------|----------------------------|
| 6日(火)10時～11時30分  | 短歌(中川左和子さん)                |
| 6日(火)13時30分～15時  | 詩(北川朱美さん)                  |
| 7日(水)13時30分～15時  | エッセイ・小説など<br>(藤田明さん、松嶋節さん) |
| 13日(火)10時～12時    | 川柳・ユーモア川柳<br>(阪本きりりさん)     |
| 13日(火)13時30分～15時 | 俳句(山崎満世さん)                 |

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は中止または延期の可能性がありま。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。

また、イベント等の会場では手指消毒、マスク着用、検温、連絡先の確認などにご協力ください。





## お知らせ

### ダムの放流による 川の増水に注意

防災室

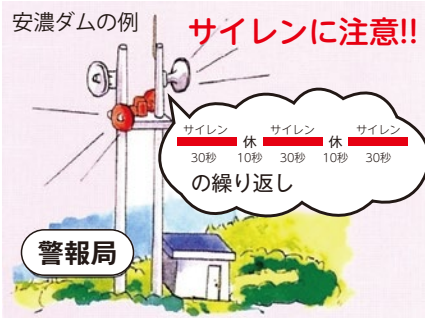
☎229-3104 📠223-6247

ダムから水を放流するときは、警報局や警報車からサイレンでお知らせします。急に水量が増えることがありますので、川の中に入ると危険です。また、ダム放流以外でも、大雨で増水することがあります。放流サイレンを聞いたときや、川の変化に気付いたときは、直ちに川から出てください。

#### ダムについて詳しくは

安濃ダム管理室 ☎265-4133

君ヶ野ダム管理室 ☎262-3248



※放流中は赤色灯が点灯しています。

### 新築住宅の固定資産税を減額 資産税課

☎229-3132 📠229-3331

新築した住宅について、次の要件を満たす場合に、一定期間固定資産税を減額します。



**減額要件** 居住部分の床面積の割合が2分の1以上の住宅で、居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は一区画の面積が40㎡)以上280㎡以下の新築家屋

**減額税額** 居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額を2分の1に減額

**減額期間** 一般の住宅…新築した

年の翌年度から3年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅などは新築した年の翌年度から5年度分)認定長期優良住宅…新築した年の翌年度から5年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅などは新築した年の翌年度から7年度分)

### 川や水路で異常を発見したら すぐに連絡を

環境保全課

☎229-3259 📠229-3354

「川に油が流れている」「魚の死骸が浮いている」など、川や水路で異常を発見したら、環境保全課または三重河川国道事務所(☎229-2218)へ連絡してください。きれいな川と私たちの暮らしを守るため、迅速な通報をお願いします。

#### 通報のポイント

いつ…発見時刻

どこで…発見場所

どんなふうに…河川の状況



### 忘れずに受けましょう はかりの定期検査

市民交流課

☎229-3252 📠227-8070

はかりは、使用している間に精度に誤差が生じる場合があります。

す。このため、商店や工場、病院などで取引や証明に使用するはかりは、2年に1度の定期検査を受けることが計量法で定められています。これらのはかりを持っている場合は、必ず定期検査か計量士による代検査を受けてください。

今年度津市が行う定期検査は表のとおりです(家庭用のはかりは対象外)。

| とき(8月)        | ところ                 |
|---------------|---------------------|
| 16日(火)10時～12時 | 市河芸庁舎ロビー            |
| 17日(水)10時～12時 | 市芸濃庁舎ロビー            |
| 18日(木)10時～12時 | 市美里庁舎ロビー            |
| 19日(金)13時～14時 | 市安濃庁舎ロビー            |
| 23日(火)10時～12時 | 白塚市民センターロビー         |
| 24日(水)10時～12時 | 津市計量検査所<br>(市本庁敷地内) |
| 25日(木)13時～15時 |                     |

※荒天の場合、中止になることがあります。

**対象地域** 津地域(北立誠・南立誠・敬和・養正・新町・白塚・栗真・一身田・安東・櫛形・片田・神戸・大里・高野尾地区)、河芸地域、芸濃地域、美里地域、安濃地域



## コミュニティ助成事業(宝くじ助成金)の 実施団体を募集します

コミュニティ助成事業は、自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として地域コミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るために行っているものです。

これまで自治会をはじめとしたコミュニティ組織が宝くじの助成金を活用し、活動拠点への机、椅子、プロジェクターやスクリーン、テントなどの備品の整備等を実施しています。

令和5年度に当事業の実施を希望する自治会は、9月15日(木)までに地域連携課へご相談ください。

問い合わせ 地域連携課 ☎229-3110 📠229-3366

## 8月10日は道の日 8月は道路ふれあい月間

津北工事事務所  
☎253-2272 FAX253-2273  
津南工事事務所  
☎254-5351 FAX255-5586  
各総合支所地域振興課

国土交通省では、道路の役割や重要性を認識してもらうために、8月10日を道の日、8月を道路ふれあい月間としています。この機会に、道路の安全・快適な利用を心がけましょう。また、市道に穴が開いているなど危険な状態を発見したときは、連絡してください。



## 特定健康診査のご案内 津市国民健康保険加入中の 40～74歳の人へ

保険医療助成課  
☎229-3317 FAX229-5001

対象者には受診券を6月下旬に送付しました。なお、5月12日～9月13日(火)に新たに津市国民健康保険に加入した人には、8月上旬から受診券を順次送付します。

詳しくは、同封の案内または6月16日発行の広報津と同時期に



配布の「令和4年度がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。また、はがきや電話などで受診を呼びかける場合があります。

**受診方法** 県内の協力医療機関での個別健診または市内で行う集団健診のいずれかを選択し、予約 ※発熱や咳など体調が悪い場合は受診を控えてください。

**健診期間** 個別健診…7月～11月 集団健診…8月～来年1月

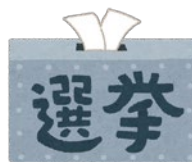
**費用** 500円(令和3年度市・県民税非課税世帯は無料)

※昭和22年9月1日～昭和23年1月生まれで対象の人は、後期高齢者医療保険の切り替え時期と重なるため、75歳の誕生日前日までに受診してください。受診券が届いても国保資格を喪失すると使用できませんのでご注意ください。

## 津市明るい選挙 推進協議会について

選挙管理委員会事務局  
☎229-3236 FAX229-3338

津市明るい選挙推進協議会は、選挙人の政治意識の向上と公正かつ明るくきれいな選挙を推進するため、選



挙管理委員会と連携し、啓発活動を行っています。主な活動として、政治や選挙に関する「市民白バラ講演会」の開催や、商業施設などにおける街頭啓発を行っています。なお、今年度の「市民白バラ講演会」は11月に開催する予定です。

当協議会の活動に関心のある人は津市選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

## まちに緑を増やしませんか

都市政策課  
☎229-3290 FAX229-3336

公園や道路などの公共公益施設で緑化活動を行う団体に、花苗などを支給します。

**対象になる団体** 自治会、ボランティア団体など

**対象になる場所** 公園や道路などの公共公益施設で、管理者の承諾を受けている場所

**支給内容** 花苗、花木、種子など

**支給時期** 9月～来年3月

**申し込み** 都市政策課または各総合支所地域振興課にある申請書に必要事項を記入し提出 ※申請書は津市ホームページからもダウンロード可

**申込期間** 8月1日(月)～31日(水)

# 森林セラピーイベント参加者募集

## アマゴの郷 清流コースウォーク

清流の女王アマゴを育む雲出川の源流沿いの約5kmのコースを歩きます。気持ちよく歩いて健康な体づくりをしませんか。きれいな川の水で育ったアマゴのつかみどりや料理も楽しめます。

**とき** 9月10日(土)9時～16時

**ところ** 平倉コース(川上地域)

**定員** 先着30人

**費用** 2,000円(昼食代、保険料を含む)

**申し込み** 電話で美杉総合支所地域振興課へ

**申込期間** 8月15日(月)～26日(金)



問い合わせ 美杉総合支所地域振興課 ☎272-8082 FAX272-1119





## 募 集

## 人権標語

人権課

☎229-3165 FAX229-3366

人権意識を高めるため、標語を募集します。入選作品(3作品)は人権啓発に活用します。

**応募方法** はがき、またはファクス、Eメールで件名に「人権標語」と明記し、郵便番号、住所、氏名、電話番号、人権標語を人権課(〒514-8611 住所不要、✉229-3165@city.tsu.lg.jp)へ

※入選者には11月30日(水)までに結果を連絡します。

**締め切り** 9月30日(金)必着

## 大門・丸之内地区

## 未来のカタリバ

都市政策課

☎229-3183 FAX229-3336

大門・丸之内地区の新たな将来像について一緒に語り合ってみませんか。詳しくは津市ホームページをご覧ください。

**と き** 8月21日(日)14時～16時

**ところ** 津商工会議所5階会議室(丸之内)

**定 員** 抽選30人

**申し込み** 津市ホームページから、または都市政策課にある所定の申込用紙に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファ

クスで都市政策課(〒514-8611 住所不要)へ ※申込用紙は津市ホームページからダウンロード可

**締め切り** 8月10日(水)17時15分



## 市営住宅入居者

市営住宅課

☎229-3190 FAX229-3213

久居分室

☎255-8853 FAX255-5586

**申し込み** 8月1日(月)から配布する所定の申込用紙に必要書類を添えて、直接市営住宅課または同課久居分室へ

**申込期間** 8月8日(月)～12日(金)8時30分～17時15分 ※郵送・ファクスでの申込用紙の配布、受け付けはできません。※一部の住宅では随時入居者を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

## 自然の物を生かした工作会

環境学習センター

☎237-1185 FAX237-5385

ドングリや松ぼっくり、貝殻などを使って工作をしませんか。



**と き** 8月28日(日) 午前の部…9時30分～12時ごろ 午後の部…13時30分～16時ごろ

**ところ** 環境学習センター(津市リサイクルセンター2階)

**対 象** 市内に在住・在学の小学

生と保護者

**定 員** 抽選各4組8人

**持ち物** リボン、テープなど自分の好きな工作の材料

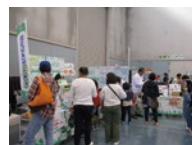
**申し込み** 8月13日(土)17時までに電話またはファクスで環境学習センターへ ※月曜日休館。当選者には8月14日(日)午前に電話で連絡します。

## つ・環境フェスタ出展者

環境政策課

☎229-3212 FAX229-3354

展示や体験などを通して楽しく環境に触れる「つ・環境フェスタ」へ出展しませんか。



**と き** 11月27日(日)10時～15時

**ところ** メッセウイング・みえ

**内 容** 環境をテーマとした展示・体験・舞台・地産地消の店舗ブース

**申し込み** 環境政策課にある出展申込書に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで環境政策課(〒514-8611 住所不要、✉229-3139@city.tsu.lg.jp)へ  
※出展申込書は津市ホームページからもダウンロード可

**締め切り** 8月31日(水)必着



## 先輩創業者さんによるトークセッション！

## ビジネスカフェにお越しください

これから創業を考えている人のための、和やかな学びと交流の場としてビジネスカフェを開催します。

**と き** 8月26日(金)13時30分～15時30分

**ところ** 津市ビジネスサポートセンター

**内 容** 中津真澄さん(コインランドリーぐるぐる代表)による講演「私の創業ストーリー～なぜコインランドリーを始めたか?～」、創業相談専門家によるミニセミナー、グループワーク

**定 員** 10人程度

**申し込み** 電話またはEメールで住所、氏名、電話番号、創業希望業種を経営支援課(✉229-3360@city.tsu.lg.jp)へ



中津真澄

令和元年6月、安濃町曽根にてコインランドリーをオープンし、定期的にマルシェも開催。プライベートでは3児の母。

問い合わせ 経営支援課 ☎236-3355 FAX236-3356

## 地域密着型サービス事業者

介護保険課

☎229-3149 FAX229-3334

地域密着型サービスの整備を進めるため、同サービス事業者を公募します。応募方法など詳しくは津市ホームページをご覧ください。



## 公募対象サービス

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

## ひさい音楽祭出演団体

久居総合支所地域振興課

☎255-8812 FAX255-0960

ひさい音楽祭への出演と運営を担う団体を募集します。

**と き** 来年1月29日(日)12時30分～(12時開場)

**ところ** 久居アルスプラザときの風ホール

**対象** 市内を中心に活動するクラシック音楽の演奏形態をもつ音楽団体

**申し込み** 応募用紙に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで久居総合

支所地域振興課(〒514-1192 住所不要、☎255-8812@city.tsu.lg.jp)へ

※応募用紙は電話で久居総合支所地域振興課へ請求

**申込期間** 8月2日(火)～16日(火)



## 津市人権施策審議会委員

人権課

☎229-3165 FAX229-3366

一人一人の人権が尊重される津市の実現をめざして、津市人権施策の進捗状況を評価し、意見・提言する津市人権施策審議会の委員を公募します。

**対象** 市内に在住・在勤・在学の、応募時点で20歳以上の人  
※津市の議員・常勤職員を除く

**任期** 来年1月10日(火)から2年間

**募集人数** 4人以内 ※選考あり

**申し込み** 人権課または各総合支



所地域振興課(生活課)にある応募用紙に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで人権課(〒514-8611 住所不要、☎229-3165@city.tsu.lg.jp)へ

※応募用紙は津市ホームページからもダウンロード可

**申込期間** 8月1日(月)～15日(月) ※消印有効

## メンタルヘルス相談

商業振興労政課

☎229-3114 FAX229-3335

仕事がつましくない、職場の人間関係で悩んでいるなど、悩みや不安のある人は、一人で悩まず気軽にご相談ください。専門の産業カウンセラーがお答えします。



**と き** ①毎月第2金曜日18時～20時 ②毎月第4水曜日18時30分～19時30分 ※祝・休日、年末年始を除く

**ところ** サン・ワーク津

**対象** 市内に在住・在勤の勤労者

**定員** ①2人 ②1人(50分程度)

**申し込み** 前日までに電話で商業振興労政課へ

## 令和4年度津市出会い応援事業

## 恋する庭園散策 in レッドヒル ヒーサーの森

年齢で分けた少人数の2部制で、1対1のトークとレッドヒルヒーサーの森をガイドと共に散策するイベントです。フリータイムや大人数が苦手な人も、出会いイベント初心者の方も、安心してご参加ください。

**と き** 9月10日(土)

第1部(32～40歳)…9時30分～12時30分

第2部(25～33歳)…13時30分～16時30分

**ところ** レッドヒルヒーサーの森、高野尾花街道朝津味(いずれも高野尾町)

**対象** 市内に在住・在勤・在学、または津市に興味がある25～40歳の独身の人

**定員** 抽選男女各8人

**費用** 2,000円

**申し込み** 右下の二次元コードを読み取り、専用申し込みフォームから。記入いただいたメールアドレスに申し込み受付のメールを送付します。電話、メールでの申し込み不可

**締め切り** 8月30日(火)



問い合わせ 子育て推進課 ☎229-3390 FAX229-3451



## まちの 情報ひろば

### お知らせ

#### 調停の現在を紹介

話し合いで問題の解決を図る裁判所の調停。100年前に制度ができてから、国民や社会のニーズに応じて進化してきました。

家事調停…離婚や相続などの家庭のトラブルを扱っています。ウェブ会議を利用した調停手続きの実施が始まり、自宅からも調停に参加できるようになります。

民事調停…お金の貸し借りなどの民事のトラブルを扱っています。自然災害や新型コロナウイルス感染症等でローンの支払いに困ったときにも、特定調停で返済の見直しなどを図ることができます。

問津地方裁判所(☎226-4172)

### イベント

#### 第25回ビーチバレーin御殿場2022

今年は御殿場海岸で開催。熱気あふれる試合や、無料で参加できるアトラクションをお楽しみください。 ※出場チームの募集は終了しています。

日 8月20日(土) 9時～18時 場 御殿場海岸(藤方)

問ビーチバレーin御殿場実行委員会(観光振興課内、☎229-3234)



#### 夏休みの自由研究を応援

##### 「昔のくらし 久居のようす」展

日 8月18日(木)～21日(日) 10時～16時 ※18日は13時から、21日は13時まで 場 久居ふるさと文学

館 2階展示ギャラリー 内 昔の道具や写真、久居の歴史に関する紙芝居・昔話の展示など

問久居城下案内人の会担当(☎080-1556-4559)

#### 第9回みえ子どもギターフェスティバル2022

子どもたちによる演奏会を開催します。

日 8月7日(日) 13時～15時(12時30分開場) 場 サンドelta香良洲多目的ホール

問ギター倶楽部みえ担当(☎090-8739-0936)

### 募 集

#### 木工体験教室を楽しもう

日 8月21日(日) 10時～14時30分

場 美杉ふるさと資料館創作館 内 地元木材を使ったミニ木馬作りや焼き杉体験 ※昼食・飲み物を持参し、作業ができる服装で参加 対 市内に在住の人(小学生以下は保護者同伴) 定 20人 費 500円(材料費)

申 8月14日(日)までに同資料館(☎275-0240)へ ※9時～17時、月曜日休館



#### 子育てママの「ホッと」ひろば

子育て中の母親が日頃思っていることをなんでも話せる集まりです。臨床心理士がサポートします。

日 8月23日(火) 10時～12時 場 高田短期大学(一身田豊野) 対 市内に在住の子育て中の母親(1人目の子どもが未就学児であること) 定 7人(初めての人優先)

費 500円 ※託児無料

申 8月8日(月)からEメールで件名に「ホッとひろば参加希望」と

記入し、住所、氏名、電話番号、託児を希望する場合は子どもの氏名・年齢を同短期大学育児文化研究センター(✉ikubun@takada-jc.ac.jp)へ

問同短期大学総務課(☎232-2310)

#### 夏休み親子風力発電工作教室

風力発電模型の工作を通して自然エネルギーについて学びませんか。



日 8月27日(土) 9時30分～12時 場 環境学習センター大会議室(津市リサイクルセンター2階) 定 14組 対 市内の小学校に在学の子どもと保護者 費 800円(材料費)

申 8月8日(月)～19日(金)に地球温暖化防止中勢協議会事務局(環境政策課内、☎229-3212)へ

#### 星と語ろう 夏

日 9月3日(土) 19時15分～21時 場 津市青少年野外活動センター(神戸) 内 月(中秋の名月)、土星、木星、夏の星座の観察 ※悪天候のときは天文工作 対 市内に在住の小学生と保護者 定 15組 費 1組600円(3人まで、1人増えるごとに300円追加)

申 8月7日(日)～27日(土) 8時30分～17時に直接窓口または電話で同センター(☎228-4025)へ ※窓口優先

#### 第3回TFBA杯 津市民ファミリーバドミントン大会

日 9月18日(日) 8時30分～ 場 サオリーナサブアリーナ 対 県内に在住の小学4年生以上 ※小学生は保護者同伴 定 32チーム ※1チーム4～6人 費 4,000円/チーム ※津市ファミリーバドミントン協会会員は2,000円

申 8月15日(月)～9月2日(金)にファクスで同協会担当(☎230-8031)へ 問同協会事務局担当(☎090-2911-7985)

## 三重武道館武道教室体験会

| 種 目  | と き (9月)                                |
|------|-----------------------------------------|
| 弓 道  | 6日(火)・8日(木)<br>14時～16時                  |
|      | 6日(火)・10日(土)<br>18時30分～20時30分           |
| 柔 道  | 6日(火)・8日(木)<br>19時～21時                  |
| 剣 道  | 6日(火)・10日(土)<br>19時～21時                 |
| 合気道  | 7日(水)<br>19時～21時                        |
| 居合道  | 7日(水)<br>19時～20時30分                     |
| 太極拳  | 8日(木)<br>13時30分～15時(拳)<br>15時～16時30分(剣) |
| なぎなた | 8日(木)<br>19時～20時30分                     |
|      | 10日(土)<br>13時30分～15時                    |
| 空手道  | 9日(金)<br>19時～21時                        |
|      | 10日(土)<br>15時30分～17時30分                 |

**場** 三重武道館 **対** 小学生以上(弓道は中学生以上、合気道は小学4年生以上)

**申** 8月12日(金)～26日(金)に直接窓口または電話、ファクスで氏名、年齢、電話番号、参加種目を三重県武道振興会(津市産業・スポーツセンター内、☎229-2100、FAX 229-2123)へ  
※日曜日を除く



## スキルアップ!ひとり親家庭等パソコン講習(Excel)

| コース         | と き                                   |
|-------------|---------------------------------------|
| 平日昼<br>全8回  | 9月6日～10月25日の火曜日<br>10時～15時 ※1時間の昼休憩あり |
| 平日夜<br>全16回 | 9月6日～11月1日の火・金曜日<br>18時30分～20時30分     |

**場** 三重県母子・父子福祉センター会議室(桜橋二丁目) **内** Excelの基礎、表の活用、グラフ、関数、日商PC(データ活用)検定受験(任意)  
**対** 県内に在住のひとり親家庭の親またはその子ども(独身の30歳まで) ※Wordの基本操作ができる人 **定員** 各10人 **費** 3,080円(テキスト代) ※検定料は自己負担  
**申** 8月15日(月)～31日(水)に所定

の申込用紙に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで三重県母子・父子福祉センター(〒514-0003 桜橋二丁目131 県社会福祉会館4階、FAX 228-6301、✉ boshikafu@za.ztv.ne.jp)へ ※申込用紙は同センターのホームページからダウンロード、または電話で同センター(☎228-6298)へ請求

## 古式泳法水泳教室

津市指定無形文化財の古式泳法「観海流」。ゆっくり遠くまで泳ぐ技を楽しく学んでみませんか。  
**日** 9月～12月の第1・3火曜日、来年1月の第3・4火曜日18時～19時30分 **場** サオリーナ屋内プール **対** 小学生～高校生  
**申** 同教室担当(☎090-3151-1853)へ

## 環境基礎講座

環境の基礎的な知識を学び、地域で活動する環境ボランティア団体のリーダーを養成するため、家庭ごみや津市の海岸、地球温暖化の現状についての講座を開催します。  
**日** 9月～来年1月の第2土曜日9時30分～12時(全5回) ※施設見学は9時～16時30分 **場** 環境学習センター(津市リサイクルセンター2階) **対** 市内に在住・在勤・在学の人 **定員** 20人  
**申** 8月30日(火)までに電話またはEメールで新雲出川物語推進委員会担当(☎090-8737-4353、✉ shinkumo2008@kumozugawa.net)へ

## 放送大学10月入学生

放送大学はテレビ、インターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら幅広い分野について学べ、15歳以上の人なら誰でも書類選考のみで入学できます。※卒業を目指す場合は18歳以上で大学入学資格が必要  
**申** 9月13日(火)までに同大学本部

へ ※詳しくは、同大学三重学習センター(☎233-1170)へお問い合わせください。

## 介護職員初任者研修(通信講座)

**日** 11月17日(木)～来年3月8日(水) **内** テキストなどで学習し、指定の期日までに課題を提出。実技科目はスクーリングで学習します。  
**対** 県内に住民登録しているおおむね70歳未満の働いていない人で、研修修了後、福祉・介護職場に就労できる人 **定員** 39人 **費** 5,500円(テキスト代)  
**申** 10月24日(月)必着で、受講申込書を直接窓口または郵送で三重県社会福祉協議会福祉人材センター(〒514-8552 桜橋二丁目131 三重県社会福祉会館内)へ  
**問** 同センター(☎227-5160)

## 津民芸保存会会員

津市指定無形民俗文化財である八幡獅子舞や入江和歌囃子の保存・伝承活動と一緒にしませんか。津まつりをはじめ、各地のイベントに参加しています。※練習日など詳しくはお問い合わせください。  
**対正会員**…20歳以上、準会員…中学生～19歳  
**申** 同会事務局担当(☎090-9145-2001)へ ※同会ホームページからも応募できます。



HP 津民芸保存会

検索

## 健康

### 暮らしの保健室

**日** 8月4日(木)10時～12時 **場** 県立看護大学(夢が丘一丁目) **内** 看護師等による健康チェック、健康相談、フットケア、ハンドマッサージなど **費** 100円(フットケア、ハンドマッサージ希望者は各200円追加、**定員** 10人程度)  
**問** 同大学(☎233-5655)



## 健康

### 家族介護教室

作業療法士から簡単なセルフケアの方法などを学びませんか。

**日** 8月20日(土)10時～11時30分  
**場** 津センターパレス地下1階市民オープンステージ **内** 講話「介護方法のワンポイント～心身のバランスを整えるセルフケア～」  
**対** 市内に在住で、家族の介護をしている人または興味のある人 **定** 20人  
**申** 8月1日(月)9時から津市社会福祉協議会(☎213-7111)へ

### 薬を知る講座

**日** 8月21日(日)10時～12時 **場** 津リージョンプラザ3階第7会議室  
**内** 「漢方薬の話～東洋医療と漢方薬～」をテーマに薬剤師による薬の効能などの解説  
**定** 先20人 ※予約不要  
**問** 津薬剤師会(☎255-4387)



### 三重県保険医協会市民公開講座 動画公開中

**日** 8月31日(水)17時まで **内** 駒田亜衣さん(三重短期大学食物栄養学科准教授)による講座「家族の健康を守るために考えたい食生活」  
 ※同協会ホームページからご覧ください。  
**問** 同協会(☎225-1071)



## 無料相談

### 全国一斉「相続・遺言」電話相談会

**☎0120-33-9279(通話料無料)**  
**日** 8月7日(日)10時～16時 **内** 遺産相続や遺言書の書き方の相談など  
**問** 三重県司法書士会(☎224-5171)

### 大阪大学 法律相談部

#### 夏期移動法律相談

**日** 8月21日(日)10時～16時(受け付け終了14時45分) **場** アスト津4階 **内** 借地、借家、金銭貸借、相続などの相談 ※刑事・行政事件、税務関係、裁判・調停中のものは受け付けできません。学生の他、弁護士、OB・OGも参加します。 **定** 20人  
**申** 8月20日(土)12時までに、電話またはEメールで同部代表(☎080-6159-3486、✉Handai.housou73@gmail.com)へ

### 交通事故面談相談(要予約)

**日** 毎週火・金曜日(祝・休日、年末年始を除く) ※相談時間は予約時にお問い合わせください。 **場** 三重弁護士会館(中央) **内** 交通事故に関する相談(面談)  
**申** 月～金曜日9時～17時に同弁護士会(☎228-2232)へ

### 行政書士定例相談(要予約)

**日** 毎月第2木曜日10時～12時、13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 三重県行政書士会事

務局(広明町) **内** 遺産相続にかかる遺言書・遺産分割協議書・各種契約書などの作成や法人設立、許認可申請書類の作成または提出手続代理に関すること  
**申** 同行政書士会(☎226-3137)へ

### 犯罪被害者相談

**日** 毎週月～金曜日10時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** みえ犯罪被害者総合支援センター(栄町一丁目) **内** 犯罪の被害に遭った人や家族の相談 ※電話相談や法律相談(予約制)などもあります。  
**問** 同センター(☎221-7830)

### 法的な困りごととは法テラスへ

**日** 毎週月～金曜日9時～21時、土曜日9時～17時(祝・休日、年末年始を除く) **内** 法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口の情報提供  
**問** 法テラスサポートダイヤル(法的トラブル)…☎0570-078374、法テラス犯罪被害者支援ダイヤル…☎0120-079714

### 交通事故被害者支援センター相談員による交通事故相談(要予約)

**日** 毎月第3金曜日13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 市本庁舎 **定** 3人  
**申** 相談日の前日までに電話またはファクスで同センター(☎080-9995-1225、FAX 050-3510-9130)へ

## スポーツ通信

**対** 市内に在住・在勤・在学の人  
**申** 津市スポーツ協会(メッセウイン

### ■津市民体育大会

| 種 目                  | と き      | と ころ         | 対 象     | 定員(先着) | 申込期間           |
|----------------------|----------|--------------|---------|--------|----------------|
| バドミントン<br>(一般の部 個人戦) | 9月17日(出) | サオリーナメインアリーナ | 中学3年生以上 | 200人   | 8月8日(月)～26日(金) |
| バドミントン<br>(一般の部 団体戦) | 9月18日(日) | サオリーナメインアリーナ | 中学3年生以上 | 40チーム  |                |

グ・みえ1階)などにある申込用紙(同協会ホームページからダウンロードも可)を同協会へ ※詳細については、津市スポーツ協会にお

問い合わせいただくか、同協会ホームページをご覧ください。  
**問** 同協会(☎273-5522)



# 現況届は8月31日水までに提出を 児童扶養手当のご案内

問い合わせ こども支援課 ☎229-3155 FAX229-3451



## 手当を受けることができる人

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(心身に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満)を養育している父、母または父や母に代わって児童を養育している人(養育者)に対して手当が支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母に重度の障がい(国民年金の障がい等 級1級程度)がある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

次のような場合、手当は支給されません。

- 児童の住所が国内にないとき
- 児童が児童福祉施設などに入所している、または里親に預けられたとき
- 児童の父、母または養育者の住所が国内にないとき
- 児童の父または母が、婚姻の届け出はなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)にあるとき

※上記以外にも支給されない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

## 児童扶養手当と公的年金の併給

公的年金等が受給できる場合でも、年金の月額が児童扶養手当支給額を下回る時は、その差額分の手当が支給されます。また、法律の改正により、令和3年3月分から児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給できるようになりました。申請について詳しくはお問い合わせください。

## 支給月額

| 対象児童       |       | 全部支給        | 一部支給               |
|------------|-------|-------------|--------------------|
| 児童1人       |       | 4万3,070円    | 4万3,060円～1万1,600円  |
| 児童<br>2人以上 | 2人目   | 1万1,700円の加算 | 1万1,600円～5,090円の加算 |
|            | 3人目以降 | 6,100円の加算   | 6,090円～3,050円の加算   |

※一部支給の額は受給資格者の所得額に応じて決まります。また、受給資格者または扶養義務者(同居の親族)の前年の所得が下表の限度額以上ある場合は、その年の11月から翌年の10月までは支給されません。

## 所得制限限度額

| 税法上の扶養人数 | 受給資格者の所得   | 扶養義務者等の所得  |
|----------|------------|------------|
| 0人       | 192万円      | 236万円      |
| 1人       | 230万円      | 274万円      |
| 2人       | 268万円      | 312万円      |
| 3人以上     | 以下38万円ずつ加算 | 以下38万円ずつ加算 |

※各種控除もあるため、所得額は目安です。

## 手当の支給

請求月の翌月分から支給し、支給月(1・3・5・7・9・11月)の前月までの2カ月分を指定の金融機関の口座へ振り込みます。振込日は各支給月の11日です(11日が金融機関の休業日に当たる場合はその直前の営業日)。

**申請に必要なもの** 申請者と児童の戸籍謄本、申請者名義の金融機関の通帳、申請者の年金手帳、賃貸借契約書の写し(アパート等の場合)など  
※上記以外の書類の提出が必要な場合があります。

## 現況届の提出

受給者には、7月末に現況届の案内文書を送付しています。現況届は、毎年8月1日の状況を届け出ることによって、手当を引き続き受けることができることを確認するためのものです。提出がないと11月以降の手当(翌年1月支給分)が受けられなくなるので、必ず期限までに提出してください。

**提出場所** こども支援課、各総合支所市民福祉課(福祉課)

## 現況届の休日受け付け窓口を開設

**とき** 8月21日(日)9時～16時  
**ところ** 市本庁舎3階こども支援課

※低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」の申請も受け付けます。詳しくは津市ホームページをご覧ください。



## 母子家庭等児童援護金制度

児童扶養手当の受給資格者で本人の所得制限超過により全額支給停止となる場合、その超過額が40万円を超えない範囲であれば、母子家庭等児童援護金を受給できます。支給は奇数月(年6回)となります。

**支給額** 月額8,010円～2,480円

## 母子父子寡婦福祉貸付金制度

ひとり親家庭と寡婦の経済的自立を図るため、子どもの進学や親自身の技能習得などに資金を貸し付ける制度です。申請ができる人は、ひとり親家庭の親や寡婦(配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある人)などです。貸付金の種類によって、貸し付けの限度額や条件が異なるので、詳しくはお問い合わせください。



## スピード重視の 物価高騰対策

津市長 前葉 泰幸



地方自治体の対コロナ政策を支えてきた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に物価高騰対策という新たな使命が加わりました。

感染症の影響が残る4月26日、ウクライナ情勢を背景とした原油価格や物価の高騰による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応するための総合緊急対策が閣議決定されました。

国は、石油元売り事業者への補助金25円/ℓの上限を撤廃し、低所得の子育て世帯への5万円の再給付や、新たに住民税非課税世帯となった生活困窮者への10万円の給付を盛り込むなど、全国規模の支援強化策を打ち出すと同時に、地方公共団体には、地域の実情に応じて生活者や事業者への負担軽減策をきめ細かく実施することを求めました。

その財源として創設されたのがコロナ交付金を拡充した「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」です。早くも、2日後の28日には自治体への配分額が通知され、津市には8.4億円が交付されることになりました。

支援策を最短で実施するためには6月の定例市議会に提出する補正予算に盛り込む必要があります。物価高の影響を受けるのは全ての生活者であることから、まずは市民に広く支援が及ぶ施策を念頭に最優先で検討を開始しました。しかしながら、交付金全額を27万人余の津市民に一律で給付したとしても一人当たり3,000円にしかならず、効果は限定的です。そこで今回は、将来を担う子どもたちの成長に物価高が影を落とさぬよう、子育て家庭への支援を強化することにしました。

食材価格の高騰は既に学校給食の現場にも及んでおり、食材の見直しや調理の工夫ではどうにもならないところまで来ていました。何の手立ても講じなければ給食の質を落とすか、緊急に給食費

を値上げするほかはなく、そのような事態を回避するため、保育園、幼稚園、認定こども園、小・中・義務教育学校の給食会計に7月からの今年度分4,600万円余を補助することを決めました。

また、学齢期の子どもを持つ家庭では、出費がかさみがちな新学期に物価高騰が重なり、危機感から食費をはじめとする家計の見直しが始まっていました。そこで、子育て家庭への支援として、高校生も含め0歳から18歳まで4万2,000人の家庭を対象に、所得制限を設けずに等しく子ども一人当たり1万2,000円を支給する「子育て家庭物価高騰対策支援金」を創設し、5億円を充てることとしました。

一方、急騰するエネルギー価格は、生活者とはよりコロナ禍からの回復途上にあるさまざまな企業のコストを押し上げ経営を不安定化させています。事業者支援も急ぐ必要がありましたが、物価高騰対策という前例のない制度の設計にはどうしても時間がかかります。

とはいえ、次の9月議会まで持ち越すと、事業者支援の実施は3カ月以上先となってしまいます。異例のことながら、6月議会中に追加で2本目の補正予算を提出することになる旨を予め議会に伝え、編成作業を急ぎました。

市内事業者のおよそ9割を占める小規模企業の中には、エネルギー経費の比率が大きく、経営が厳しい状況に陥っているケースが見られます。このような事業者への支援をまずは優先すべきと考え、支援金の支給に1.1億円を確保することを決めました。また、電気代等光熱費の上昇により運営経費が増加している特別養護老人ホームなど高齢者や障がい者の福祉施設654カ所への支援金2,100万円も準備しました。

これらの事業に要する経費を計上した追加補正予算の提出を6月議会最終日に間に合わせ、即日承認を得たことで、事業者への支援も7月から開始することが可能となりました。

物価高騰は今なお続いています。国が打ち出す緊急対策には地方自治体がスピード感を持って対応することが何より重要かつ効果的です。津市独自の財源も活用したタイムリーな支援を今後も積極的に実施してまいります。

ケーブルテレビ123chと津市ホームページでは、前葉市長がこのテーマについて語ります



津市長コラム

検索



## 市長の活動日記から



### ✓津市津西ふれあい会館 落成式…5月29日

地域の皆さんが、集会や軽スポーツを楽しみ、世代を超えて触れ合う場としてご利用いただける集会施設が新たに完成しました。



### ✓第261回地域懇談会(北 立誠地区)…7月3日

コロナ禍で休止していた地域懇談会を2年5カ月ぶりに再開しました。週2回、37の地域でご意見を伺い問題解決に努めます。

「市長活動日記」は津市ホームページでご覧になれます

津市長活動日記

検索

# 福祉医療費受給資格証 更新のお知らせ

令和4年8月1日発行

保険医療助成課

☎229-3158 FAX 229-5001

## 現在、受給資格がある人

受給資格証(妊産婦医療費を除く)の有効期限は8月31日(水)です。本人や保護者、扶養義務者等の前年中の所得を基準に毎年9月1日に更新されます。

### 障がい者医療費・65歳以上障がい者医療費・ 一人親家庭等医療費・子ども医療費

令和3年中の所得が所得制限限度額未満であることが確認できる人には、8月中旬に新しい受給資格証を送付します。なお、一人親家庭等医療費の受給者は、児童扶養手当の現況届の状況によって、資格を失う場合があります。

転入(令和4年1月2日以降)または所得税・住民税の未申告などで所得の確認ができない場合や、一人親家庭等医療費の受給者で現況の確認が必要な人には、更新手続きの案内を8月中旬に送付します。必要書類を添えて8月中に提出してください。郵送による提出も可能です。



### 精神障がい者医療費

受給者は全員、更新手続きが必要です。更新手続きの案内を8月中旬に送付しますので、必要書類を添えて8月中に提出してください。郵送による提出も可能です。

### 妊産婦医療費

受給資格証の有効期間が出産月(死産を含む)の翌月末日までになるため、更新手続きは不要です。有効期間中は、現在お持ちの受給資格証を引き続き使用してください。

## 更新のときの注意点など

- 更新申請が遅れると助成は申請月の1日からになりますので、更新手続きは早めに行ってください。
- 受給資格証の記載事項(加入する医療保険など)に変更があった場合は、必ず届け出てください。
- 所得の状況などにより受給資格を失う人には、案内を送付します。

## 現在、受給資格がない人で 受給条件に該当する人

9月1日以降の受給資格は、令和3年中の所得で判定されますので、これまで該当しなかった人も、所得の変動などにより受給できるようになる場合があります。受給条件に該当する場合は、8月1日(月)～9月30日(金)に申請手続きを行ってください。また、申請手続きが10月以降の場合、受給は申請月の初日からになりますのでご注意ください。

受給資格の要件など詳しくは、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)までお問い合わせください。

## 手続きに必要なもの

### ■全ての人に共通して必要なもの

- 医療保険証
- 預金通帳
- 受給者と所得判定対象者のマイナンバーが確認できるもの
- 申請者の本人確認ができるもの
- 印鑑(スタンプ印を除く)

※受給者(未成年の場合は保護者)本人自署の場合、印鑑は不要

※代理申請の場合は代理人の本人確認ができるもの、代理権を確認できるもの(委任状など)が必要

### ■医療費助成の種類ごとに必要なもの

#### 障がい者医療費・65歳以上障がい者医療費

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ

#### 一人親家庭等医療費

- 戸籍全部事項証明書など

#### 妊産婦医療費

- 妊娠証明書(市指定の様式)

#### 精神障がい者医療費

- 精神障害者保健福祉手帳
- 入院している医療機関の領収書

### ■転入などにより津市で所得や課税状況が把握できない人

- 令和4年度地方税関係情報の取得に関する同意書など

※詳しくはお問い合わせください。



## 所得制限限度額表

| 扶養親族<br>などの数 | 医療費助成の種類                   |                                 |                    |               |        |                      |
|--------------|----------------------------|---------------------------------|--------------------|---------------|--------|----------------------|
|              | 障がい者・65歳以上障がい者・<br>精神障がい者  |                                 | 一人親家庭等             |               | 子ども    | 妊産婦                  |
|              | 本人所得額                      | 配偶者および<br>扶養義務者等<br>所得額         | 本人所得額              | 扶養義務者等<br>所得額 | 保護者所得額 | 本人および<br>配偶者等<br>所得額 |
| 0人           | 360万4,000円                 | 628万7,000円                      | 192万円              | 236万円         | 622万円  | 622万円                |
| 1人           | 398万4,000円                 | 653万6,000円                      | 230万円              | 274万円         | 660万円  | 660万円                |
| 2人           | 436万4,000円                 | 674万9,000円                      | 268万円              | 312万円         | 698万円  | 698万円                |
| 3人以上         | 1人増えるごと<br>に38万円を加<br>算した額 | 1人増えるごと<br>に21万3,000<br>円を加算した額 | 1人増えるごとに38万円を加算した額 |               |        |                      |

- 一人親家庭等医療費は、同居する別世帯の家族も所得制限の対象になります。
- 各種控除があるため、所得額については目安としてください。

## 対象者と助成対象額

| 医療費助成の種類  | 対象者(所得制限有り)                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 助成対象額(保険診療分)                                                                      |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい者      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者手帳の交付を受けている人(1～3級)</li> <li>●療育手帳の交付を受けている人(A・B1)または知能指数が50以下と判定された人</li> <li>●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(1～2級)</li> </ul>                                                                                                                                                       | 入院・通院時の自己負担相当額(精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人は通院時の自己負担相当額。2級の交付を受けている人は通院時の自己負担相当額の2分の1) |
| 65歳以上障がい者 | 上記の「障がい者」の条件で、後期高齢者医療制度の被保険者である人                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                   |
| 精神障がい者    | 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(1～2級)で、本人と扶養義務者が津市に引き続き1年以上居住しており、指定医療機関(精神科)に継続して90日を超えて入院している人                                                                                                                                                                                                                                   | 指定医療機関(精神科)入院時の自己負担相当額の2分の1                                                       |
| 一人親家庭等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●18歳の年度末までの子ども*を養育している配偶者のいない父または母、および子ども</li> <li>●父母のいない18歳の年度末までの子ども</li> <li>●父母のいない18歳の年度末までの子どもを監護している配偶者のいない人</li> <li>●配偶者に重度の障がいがある父または母、および子ども</li> <li>●配偶者から1年以上遺棄されている父または母、および子ども</li> <li>●配偶者からの暴力(DV)被害で避難している父または母、および子ども</li> </ul> ※18歳になった日以降の最初の3月31日までの子ども | 入院・通院時の自己負担相当額                                                                    |
| 子ども       | 15歳になった日以降の最初の3月31日までの子ども                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                   |
| 妊産婦       | 妊娠5カ月以上の妊産婦                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 入院・通院時の自己負担相当額から1つの医療機関で1カ月当たり1,500円を控除した額。ただし、調剤薬局は自己負担相当額                       |

- 加入する医療保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を除きます。
- 保険診療以外のものと入院時食事療養費の標準負担額は対象になりません。
- 入院など医療費が高額になる場合は、加入する医療保険で発行される「限度額適用認定証」を医療機関で提示すると、窓口での一部負担額が軽減されますのでご利用ください。
- 医療機関などへの支払金額は10円未満の端数を四捨五入して計算していますが、福祉医療費助成金は1円単位で計算しますので、実際に支払った金額と差が生じる場合があります。

子どもをもつ保護者の皆さんへ

日本スポーツ振興センター  
災害共済からの給付を  
優先します

保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校など学校管理下での負傷・疾病は日本スポーツ振興センター災害共済の給付対象となります。その医療費(総医療費500点以上)は福祉医療費の助成対象外となり、福祉医療費の助成を受けた場合は返還していただきますのでご注意ください。